

大田区ホームページ広告掲載取扱要綱

平成21年6月5日 経広発第10056号区長決定
改正 平成24年4月19日 24経広発第10018号区長決定
改正 平成25年3月15日 24経広発第10333号区長室長決定
改正 平成28年3月9日 27政広発第10605号区長政策室長決定
改正 平成30年2月1日 29企広発第11002号企画経営部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱（平成21年6月5日付区長決定）に基づき、大田区（以下「区」という。）が管理するホームページに広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載は、ホームページのトップページ及びインデックスページとし、その位置は企画経営部長が指定する。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

(1) 規格（1枠当たり）

天地 35ピクセル(固定)、左右 95ピクセル(固定)、
ファイルサイズ 4キロバイト以内、
ファイル形式 GIF形式（アニメーションGIF 不可）

(2) 掲載料 1枠につき、月額2万円。ただし、区長が特に必要と認める場合は、これを減免することができる。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、最長1年とする。

2 広告掲載期間中、区の都合によりホームページを閉鎖したときは、その時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長することができる。

(1) 1時間以上24時間以内 1日

(2) 24時間を超え48時間以内 2日

(3) 48時間を超え72時間以内 3日

(4) 72時間を超えたとき 閉鎖した日数に1日を加えた日数

(広告掲載の申込み)

第5条 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「掲載申込者」という。）は、大田区ホームページ広告掲載申込書（別記第1号様式）を区長へ提出しなければならない。

2 広告の申込みは、原則として掲載希望月の前前月の末日までとする。

(広告の掲載決定等)

第6条 区長は、前条の規定に基づく申込みがあったときは、速やかに審査のうえ広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を

超えたときは、抽選とする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは大田区ホームページ広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により、掲載できないと決定したときは大田区ホームページ広告非掲載決定通知書（別記第3号様式）により掲載申込者に通知するものとする。

3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた掲載申込者は、区の指定する方法により広告原稿を作成し、区が指定した期日までに提出するものとし、その作成経費は、広告主の負担とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画経営部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

付 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の大田区ホームページ広告掲載取扱要綱（以下「新要綱」という。）第2条の掲載をしようとする者は、この要綱の施行前においても、新要綱第5条の規定による掲載の申込みを行うことができる。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）大田区長

申込者

名 称

〒

所在地

代表者氏名

担当者所属・氏名

電話・ファクシミリ番号

大田区ホームページ広告掲載申込書

大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱に規定する広告掲載、取消し等の条項について同意の上、大田区ホームページ広告掲載取扱要綱第5条の規定に基づき、広告案を添えて下記のとおり申し込みます。

記

広告の種別	大田区ホームページへのバナー広告
広告の規格	<p>枠の大きさ：天地35ピクセル(固定)、左右95ピクセル(固定)</p> <p>ファイルサイズ： 4キロバイト以内</p> <p>ファイル形式： GIF形式（アニメーションG I F不可）</p>
掲載希望場所 (○で囲ってください)	<p>（1ページごとに広告掲載料金がかかります。）</p> <p>①トップページ ②生活情報 ③よくある手続き</p> <p>④施設案内・予約 ⑤区政情報 ⑥よくある質問</p> <p>⑦戸籍・住民登録 ⑧国保・年金 ⑨税金</p> <p>⑩保健・衛生 ⑪福祉 ⑫子ども</p> <p>⑬ごみ・リサイクル ⑭住まい・まちなみ・環境</p> <p>⑮地域社会 ⑯学ぶ・楽しむ</p>
広告の内容	<p>（デザイン案を記入又は添付してください。）</p> <p>（バナー広告の地色が白や透過の場合、境界線がわからないので枠を作成すること）</p>
リンクするURL	
掲載希望期間	<p>（掲載期間は、1か月単位）</p> <p>年 月 日 から 年月</p>

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

様

大田区長（氏名）

大田区ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった大田区ホームページの広告掲載について
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 広告掲載枠数 1 枠
- 2 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 広告掲載料
- 4 納入方法 年 月 日までに同封の納入通知書により、
指定の場所でお支払ください。

問合せ先

（担当部課名）

（電話番号）

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

大田区長（氏名）

大田区ホームページ広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった大田区ホームページの広告掲載について
下記のとおり非掲載を決定しましたので通知します。

記

1 申込広告内容

2 非掲載理由

問合せ先

（担当部課名）

（電話番号）